

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 27日

香川県知事 殿



提出者

住 所 香川県丸亀市城東町一丁目4番1号

氏 名 横田建設株式会社

代表取締役 横田 昌宏

電話番号 0877-22-7368

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

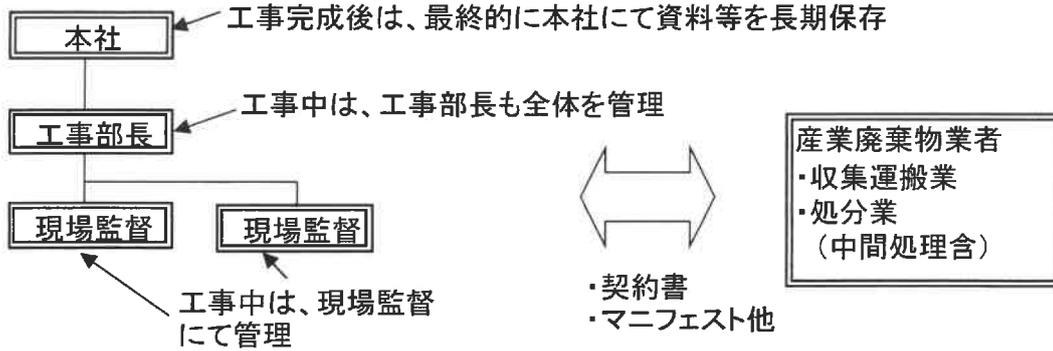
事業場の名称	横田建設株式会社
事業場の所在地	香川県丸亀市城東町一丁目4番1号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	総合工事業(土木一式工事) 資本金 3,500万円 請負金額 約5億円/年
③ 従業員数	従業員数 27人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>① 基本的に、各工事現場毎で、現場代理人・主任技術者等が責任者となって管理を行い、産業廃棄物が正常に処分されているか確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬・処分業の許可業者との委託契約 ・ マニフェスト管理他 <p>② 現場終了後は、本社事務所に契約書類やマニフェストを持ち帰り、法で定める期間、保管しております。</p> <p>③ 再資源化等に関する対象の工事であれば、工事契約時、リサイクルする種類、数量、処分先等、設計書の内容を基に、発注者と協議し請負契約を行っております。その後、その内容に則って、法令を順守しながら、運搬・処分業の許可業者と委託契約を行い、現場で分別した産業廃棄物を、契約業者にて、収集運搬、再生利用、中間・最終処理し、種類に応じた処分を適切に行っております。</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】							単位:t
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	汚泥		
	排出量	2,085.77	478.46	1.56	9.63	7.98		
	(これまでに実施した取組) 1) 当社は土木工事業であるので、排出量は仕事量の増加や現場毎の特性に左右される部分が大きく、自社努力のみでは限界がありますが、分別回収の徹底等を行い、極力、リサイクル出来るように取組しております。 2) R5年度の実績は目標の一部(廃プラスチック類、混合廃棄物)がクリアできました。依然、全体の排出量は1000tを超過しているものの、その殆どは”がれき類”であり、これらはリサイクル処分ですから、廃棄・埋立処分しか出来ない物としては、廃プラと混合の合計11.19tだけです。							
②計画	【目標】							単位:t
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	汚泥		
	排出量	1,877.19	430.61	1.40	8.67	7.18		
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、①の現状と同様な方法を継続するものとし、目標は昨年比1割減で取り組む。 ※ 但し、先述の通り、当社は土木工事業で、排出量は仕事量の増加や現場毎の特性に左右される部分が大い為、最大限の努力は致しますが、目標達成出来ないこともあり得ますので、その際はご了承下さい。							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1) 種類: がれき類(コンクリ、アス・コン)、木くず、金属くず、その他がれき類、ガラス・陶磁器くず、廃プラ、混合(安定、管理)、繊維くず、廃油、燃え殻、建設汚泥 等 2) 取組: 分別回収の徹底 ⇒ がれき類などは、コンクリート、アスファルト・コンクリートに分けるのは勿論、それ以外についても、種類ごとにリサイクル可能、不可能な物を出来るだけ分別し、回収コンテナ等を分けるなどして分別回収を行う。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、①の現状と同様な方法を継続するものとし、分別回収の徹底を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】							単位:t
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	汚泥		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量							
(これまでに実施した取組)								
②計画	【目標】							単位:t
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	汚泥		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量							
(今後実施する予定の取組)								

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】							単位:t
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	汚泥		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量							
(これまでに実施した取組)								
②計画	【目標】							単位:t
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	汚泥		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量							
(今後実施する予定の取組)								

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】							単位:t	
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	汚泥			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量								
(これまでに実施した取組)									
②計画	【目標】							単位:t	
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	汚泥			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量								
(今後実施する予定の取組)									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】							単位:t	
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	汚泥			
	全処理委託量	2,085.77	478.46	1.56	9.63	7.98			
優良認定処理業者への処理委託量									
再生利用業者への処理委託量	2,085.77	478.46			7.98				
認定熱回収業者への処理委託量									
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
(これまでに実施した取組)									
<p>1) 処理業者として許可を受けている業者の中から、過去の取引実績を見て信頼できる業者を中心に選定し依頼している。</p> <p>2) 処理の委託先を選定する際には、実際の産廃処理が問題なく出来ているかは当然として、委託契約、マニフェスト管理等が正確に運用出来ているかも重要な要素として判断し、当社・委託業者の双方共に堅実な運用を実施している。</p>									

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。